

受付担当		市民館・分館				
受付	合議	担当			橘分館長	高津市民館長

## 高津市民館・橘分館インターネットサービス利用申請書

太枠内を御記入ください。

年                      月                      日

利用団体	
利用責任者	
連絡先電話番号 メールアドレス	

標記について、本申請書裏面の留意事項を遵守することを承諾し、次のとおり申請します。

利用施設・室場	<small>(主な利用場所を記入してください)</small> <input type="checkbox"/> 高津市民館 <input type="checkbox"/> 橘分館                      階                      室	
利用申請期間	<small>(許可期間は施設予約日期間内です)</small> 年                      月                      日 ~                      年                      月                      日	
利用目的	<input type="checkbox"/> 川崎市職員が市の事務事業のために使用 <input type="checkbox"/> 川崎市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する会議等のために使用 <input type="checkbox"/> 高津市民館・橘分館と協力・連携して活動する団体が社会教育振興のために使用 <input type="checkbox"/> その他(具体的内容: _____ )	
接続台数／利用方法	<input type="checkbox"/> Wi-Fi接続 <input type="checkbox"/> 有線LAN(提供は1ポート)	} _____ 台 <small>(最大通信速度は概ね200Mbpsです)</small> <input type="checkbox"/> WEB会議 <input type="checkbox"/> ( _____ )

様                      令和                      年                      月                      日

- 高津市民館 館長
- 高津市民館橘分館 分館長

先日、申請がありました上記内容について、審査結果を通知します。

利用可

SSID名	利用許可期間
事前共有キー	年                      月                      日                      まで

※ 有線LANのみのご利用でも、SSID名と事前共有キーをご案内しております。

利用不可

- 利用集中により、回線容量に余裕がないと見込まれるため
-

## 市民館LANに関する利用上の留意事項

### (目的)

第1条 本留意事項は、川崎市(以下「本市」という。)が主に社会教育の振興を目的として設置するインターネット接続サービス(以下「市民館LAN」という。)の利用について必要な事項を定めるものとします。

### (利用者)

第2条 本留意事項でいう利用者とは、市民館LANの統括管理者より市民館LANの利用を許可された団体並び当該団体の構成員で市民館LANを利用する者をいいます。

2 市民館LANの利用にあたって、利用者たる団体の利用責任者は当該団体の構成員に本留意事項を周知し遵守させるものとします。

### (利用条件)

第3条 利用者は、市民館LANの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければなりません。

3 利用者は、市民館LANの利用に際し次に掲げるものを準備するものとします。

- (1) 市民館LANに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器
- (2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源
- 4 市民館LANを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとします。
- 5 市民館LANへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとします。
- 6 市民館LANの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとします。

### (禁止事項)

第4条 利用者は、市民館LANを通じて次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (4) 誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為  
高津市民館・橘分館と協力・連携して活動する団体が社会教育振興のために使用
  - (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
  - (8) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
  - (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定または不特定多数に大量にメール送信する行為
  - (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。

### (利用資格の停止・取消)

第5条 本市は利用者が次のいずれかに該当する場合に、事前通告なしに直ちに当該利用者の利用を停止もしくは取消することができるものとします。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として本市が不適切と判断した場合

### (運用の中止要件)

第6条 本市は、次のいずれかに該当する場合、市民館LANの利用を中止できるものとします。

- (1) システム保守及び庁舎設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、市民館LANの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 市民館LANに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

### (免責)

第7条 本市は、利用者が市民館LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2 市民館LANの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、本市は一切責任を負わないものとします。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとします。

4 利用者が市民館LANへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により市民館LANを利用できない場合があっても、本市は一切の責任を負わないものとします。

5 利用者が市民館LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本市は一切の責任を負わないものとします。

6 本市は、利用者の承諾なしに、市民館LANの内容を変更することができるものとします。

### (留意事項の変更)

第8条 本市は、利用者の承諾なしに、この留意事項を変更することができるものとします。